

青梅市公募型指名競争入札実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）が発注する工事の請負契約の指名競争入札のうち第3項に規定する対象工事について、公募型指名競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において公募型指名競争入札とは、次項に規定する対象工事について、市が参加資格要件を定め、入札参加者を公募し、審査の上、入札参加資格のある公募者すべてを、当該指名競争入札に指名し、競争入札に参加させる方式の指名競争入札をいう。

3 対象工事

公募型指名競争入札の対象となる工事は、次のとおりとする。

(1) 市内に本店もしくは支店または営業所のある業者（以下「市内業者」という。）を対象とした設計金額1件1千万円以上5千万円未満の土木工事とする。ただし、緊急に施工を要する場合または公募型指名競争入札により難いと認められる場合は、青梅市競争入札等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議を経て、対象としないことができる。また、設計金額が1千万円未満の土木工事であっても、審査委員会で特に必要と認めたものについては、公募型指名競争入札によることができるものとする。

(2) 市内業者を対象とした設計金額1件1千万円以上5千万円未満の建築工事のうち、審査委員会が公募型指名競争入札に付すことが妥当と認めたもの

4 参加資格

公募型指名競争入札に参加できる者は、次に掲げる資格を具備するものとする。

(1) 青梅市契約事務規則（平成14年規則第22号）第33条に規定する参加資格を具備しており、同規則第34条第3項の規定にもとづき別に格付けされた市内業者

(2) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施。以下「指名停止基準」という。）にもとづく指名停止を受けてい

ない者

(3) 青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日実施。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）にもとづく市の契約から排除する措置（以下「停止措置」という。）を受けていない者

(4) その他工事ごとに定める参加資格を有する者

5 格付区分

格付区分については、別表に定めるところにより発注する工事の予定価格に対応する等級によるものとする。

6 公表の時期および期間

(1) 公募型指名競争入札により工事を発注するときは、原則として毎月 1 日および 15 日に、次の事項を公表するものとする。

ア 工事件名

イ 施工場所

ウ 工事期間

エ 工事種別

オ 工事概要

カ 工事予定価格

キ 入札参加資格

ク 公募型指名競争入札参加申出方法および申出期間

ケ その他入札に際し必要な事項

(2) 公表の期間は、原則として 3 日間（土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。ただし、やむを得ない場合は、公表期間を変更することができる。

7 公表の方法

公表は、契約担当課事務室前への掲示および青梅市ホームページへの掲載により行うものとする。

8 資格審査

公募型指名競争入札に申し出た者（以下「参加希望者」という。）の参加資格の適否については、審査委員会において審査し決定する。ただし、予定価格が 1, 0 0 0 万円未満の案件については契約担当課長が審査し決定する。

9 審査結果の通知

参加希望者に、前項の審査結果を通知するものとする。なお、参加を認めなかった場合は、その理由を付すものとする。

10 指名競争入札への切替

参加希望者の参加資格審査後、適格者が1人以下の場合は、審査委員会の協議を経て、指名競争入札により行うことができる。

11 参加資格の喪失

第9項の規定による通知をした後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該入札参加資格者を公募型指名競争入札に参加させないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 指名停止基準による指名停止を受けたとき。
- (3) 暴力団等排除措置要綱による停止措置を受けたとき。

12 参加資格の喪失の通知

前項の規定により、入札参加資格者が公募型指名競争入札の参加資格を失ったときは、その旨を通知するものとする。

13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

14 実施期日

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

15 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成20年12月24日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。

別表（第5項関係）

公募型指名競争入札における予定価格に対応する格付区分

土木工事

予定価格の範囲		等級			
以上	未満				
2,000万円	5,000万円	A	B	C	—
1,000万円	2,000万円	A	B	C	D

建築工事

予定価格の範囲		等級			
以上	未満				
2,000万円	5,000万円	A	B	C	—
1,000万円	2,000万円	A	B	C	D